

別紙1 リスク分担表(案)

1. 制度リスク

リスクの種類	リスクの内容	負担者		備考 (リスク分担の考え方等)
		市	事業者	
法令変更	本事業に直接関係する法令等(国の通知等を含む。以下同じ。)の新設・変更によるもの	○		・ 広く一般に適用される法令等の変更であっても、水道の管路更新事業に直接関係するもの(使用資材の指定等)や、国の通知等に基づくものは市がリスクを負担
	上記以外の法令等の新設・変更によるもの		○	・ 水道の管路更新事業に限らず、広く一般に適用される法令等の変更は事業者がリスクを負担
税制変更	本事業に直接関係する税制等の変更及び消費税率の変更	○		・ 消費税率の変更が生じた場合、市から事業者へのサービス購入料の支払は、変更後の税率に基づき支払われる
	本事業のみならず、広く一般的に適用される税制の変更、新税の導入		○	・ 法人税率や固定資産税率の変更等を想定
許認可	業務実施のために必要な許認可の遅れや取得できなかったことによる事業内容の変更で、事業者に帰責性がある場合		○	・ 事業者の調整等が遅延した場合は事業者がリスクを負担
	上記以外の場合	○		

2. 社会リスク

リスクの種類	リスクの内容	負担者		備考 (リスク分担の考え方等)
		市	事業者	
住民対応	本事業をPFI事業として実施するという事実により避けることのできない反対運動や訴訟等	○		・ 当該リスクを回避するためには、本事業を取りやめるほかなく、当該リスクを最もよく管理できる市がリスクを負担
	事業者が行う業務に起因して発生する反対運動や訴訟等		○	・ 事業者の実施した業務に起因する場合は事業者がリスクを負担
第三者損害	市の責に帰すべき事由により第三者に損害を与えた場合	○		・ 市が実施する業務に起因する場合は市がリスクを負担
	事業者の責に帰すべき事由により第三者に損害を与えた場合		○	・ 事業者が実施した業務に起因する場合は事業者がリスクを負担
	事業者が一定の注意義務を果たしても避けることができない第三者損害	○	○	・ 事業者が一定の注意義務(善管注意義務等)を果たしていると市が認める(双方に帰責性が無い)場合は市もリスクを負担

3 . 不可抗力・事業中断リスク

リスクの種類	リスクの内容	負担者		備考 (リスク分担の考え方等)
		市	事業者	
不可抗力事象 () ()自然災害、疫病、人為的事象(テロ、戦争、暴動等)、放射能汚染等正常な事業の実施を妨げるもの(通常予見可能なものを除く)	市と事業者の双方の責めに帰することができない不可抗力事象に起因する事業費の増の内、一定の金額、又は保険等の措置により合理的にカバーされる損害の範囲を超えるもの	○		<ul style="list-style-type: none"> 自然災害、疫病、人為的事象(テロ、戦争、暴動等)、放射能汚染等正常な事業の実施を妨げるもの(通常予見可能なものを除く)で、市と事業者の双方の責に帰することができない不可抗力事象に起因する事業費の増については、事業者においてもその増加額の低減に向けた努力がされるよう事業者に一定率の負担を求めることとし、当該負担率を上回る部分については、発注者である市が負担する。
	市と事業者の双方の責めに帰することができない不可抗力事象に起因する事業費の増の内、一定の金額、又は保険等の措置により合理的にカバーされる損害の範囲のもの			
業務の中断	市の責に帰すべき事由により、本事業に係る業務が中断された場合又は、事業者が一定の注意義務を果たしても避けることができない業務の中断	○		<ul style="list-style-type: none"> 市の維持保全業務に起因した対応及び事業者が注意義務を果たしても避けられない場合を想定したものであり、市がリスクを負担する 業務が円滑に進むようにすることは、事業者の責任
	上記以外の場合		○	

4. 経済リスク

リスクの種類	リスクの内容	負担者		備考 (リスク分担の考え方等)
		市	事業者	
金利変動	金利の上昇により、資金調達に要する利息が増加した場合		○	・ 金利変動リスクは事業者が負担する
物価変動	入札公告後、詳細設計の確定までに生じた物価変動に起因する事業費の増加	○		・ 詳細設計時には直近の単価を使用することで、市がリスクを負担する
	施工業務の着手以降、物価変動に起因する事業費の増加で、一定の率を超えるもの	○		・ 物価変動により事業費が増大した場合で、一定率を超える部分については、サービス購入料の改定により市がリスクを負担する
	施工業務の着手以降、物価変動に起因する事業費の増加で、一定の率を超えないもの		○	・ 物価変動により事業費が増大した場合で、一定率までは事業者がリスクを負担する

5 . 計画・設計・施工リスク

リスクの種類	リスクの内容	負担者		備考 (リスク分担の考え方等)
		市	事業者	
計画変更	事業者の事由により、事業計画が変わる場合		○	・ 事業者都合による事業計画の変更の場合は、事業者がリスクを負担
	上記以外の場合	○		
詳細設計過程において、公告時に提示した基本条件と異なる施工条件となったことによる設計費、工事費及び断通水作業費の増	対象路線について、詳細設計過程で判明した想定外の設計費、工事費及び断通水作業費の増	○		・ 公共積算基準に基づく適正価格の範囲内で市がリスクを負担
着工後に、詳細設計と異なる施工条件となったことによる工事費及び断通水作業費の増	対象路線について、着工後に判明する想定外の工事費及び断通水作業費の増で、精算対象項目等以外に起因するもの		○	・ 詳細設計時に見込んでおくべき事象(数量変更等)の不備等、精算対象外の項目に起因するこれら費用の増については、事業者がリスクを負担
	対象路線について、着工後の想定外の工事費及び断通水作業費の増で、上記以外のもの	○		・ 公共積算基準に基づく適正価格の範囲内で市がリスクを負担

5 . 計画・設計・施工リスク

リスクの種類	リスクの内容	負担者		備考 (リスク分担の考え方等)
		市	事業者	
にごりの発生	事業者による本事業の実施に起因し、にごりが発生した場合		○	・ 事業者のバルブ操作等に起因する濁水等は事業者がリスクを負担する
	上記以外の場合	○		・ 水圧・水質の管理は市の業務であるため、原則として市がリスクを負担する
更新後の管路に係る契約不適合	事業契約で規定される契約不適合責任の期間内における更新後の管路に係る契約不適合		○	
	事業契約で規定される契約不適合責任の期間外における更新後の管路に係る契約不適合	○		